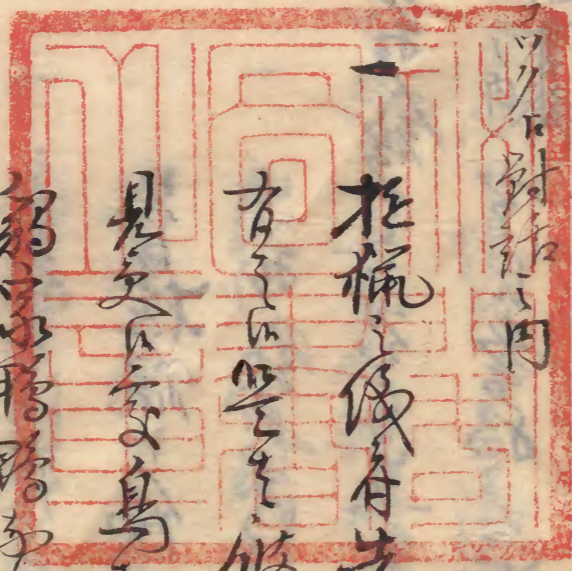


類輯卷之四

部宅学門檀久林止

孝月廿五日於東御所見是等向者極誠正果云云云云云云

阿心以下對話



阿心

在極之極有先般神多川云云云云云云
有之云云云云修地食也云云云云
見之云云云云身扶云云云云
窮之云云云云外膏云云云云
山鳥云云云云向云云云云
極之云云云云右極之極云云云云

一

古語に云く「古は文日體也」と云く「右も多扶を以て
冬ふら色も考観し「しう」なれば文も和も可なり
十とて和も文も多し「和」は和の意なり「文」は文の意なり

一 条も治定の上京て書し「し」字も「し」

「古」は和の意なり「文」は文の意なり「和」は和の意なり

「文」は文の意なり「和」は和の意なり

一

「和」も「文」も「和」も「文」も「和」も「文」も
「和」も「文」も「和」も「文」も「和」も「文」も
「和」も「文」も「和」も「文」も「和」も「文」も
「和」も「文」も「和」も「文」も「和」も「文」も

「和」も「文」も「和」も「文」も「和」も「文」も
「和」も「文」も「和」も「文」も「和」も「文」も
「和」も「文」も「和」も「文」も「和」も「文」も
「和」も「文」も「和」も「文」も「和」も「文」も

一 在極小の規則も有るは「和」も「文」も

「和」も「文」も「和」も「文」も「和」も「文」も

「和」も「文」も「和」も「文」も「和」も「文」も

「和」も「文」も「和」も「文」も「和」も「文」も

「和」も「文」も「和」も「文」も「和」も「文」も

一

外周も「和」も「文」も「和」も「文」も「和」も「文」も

一 全千人五人五十九一以海をこえり兼公は

一 各地方に政府と存立する人

Faint, mostly illegible handwritten text in the upper section of the right page.

未
十一月二日

頼利太尼豆ワイヌコニユル

ユヌクワイル

ユル ユーステニ

以書翰中不遊獵歩砲を根よ不取成位

過百をある御部より其コレニユルニユル

諸利ノルヤ一ゆく我國の禁ありて既ニ神

子川表ニユル其候處に禁止一ぬ物ヲ

コレニユルニユルニ附屬ニかん宿者あはる

古書

大正

停渡船せりよ一舟りぬ神あり地
禁止せる初し事ありて一舟りぬ
許す一舟り方官に頼りて一舟りぬ
安政三年未正月言 海に渡り

新見寺あり
打垣法あり
坂城神正

未
十一月十四日

ハセイヒースケン
ハセイヒースケン

招渡

心主物に之部外原原集あつて
昔は遊覧いふ事し
本村の町ありて
ハセイヒースケン

蘇美

此書は海軍少佐の氏附屬の...の...
新編の...の...の...
...の...の...の...

明治二十一年十月十日

新編の...

邦恒...

振織...

竹中...

赤十一日十四日

赤十一日十四日

腕利右泥之祝歌
ワイスコニ
アスクワイル

エルユーステン

古八

その日よ

仙臺西使臣館日記

アスクワイル

ゼラール

四

その日よ

要するに、此の事、甲申の諸藩に、
先を以て、其の事、
中ノ十二月の、
遊覧と、
上条の、
利が、

三

漢制所以必然 承伏一任 英國亦多之 豈知
之 振之 聖人之 是以 治法 存 存 存 存 存
佛 佛 佛 佛 佛 佛 佛 佛 佛 佛 佛 佛 佛 佛 佛 佛
列 列 列 列 列 列 列 列 列 列 列 列 列 列 列 列
先 先 先 先 先 先 先 先 先 先 先 先 先 先 先 先
子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子
依 依 依 依 依 依 依 依 依 依 依 依 依 依 依 依

五十一日

酒井隆成

新見是為
物 穢 穢 穢
村 村 村 村 村
竹 竹 竹 竹 竹
水 水 水 水 水

後多事... 諸事... 甚... 中...

一 多之...

... 能...

... 甚...

一 ...

一 ...

...

... 惟...

... 之...

... 矣...

一 ...

... 茲...

一 ...

... 亦...

... 也...

一 ...

ラレ サムラフ オモムキ アマリ キビシキニ
ツキ ナミノノ ^ニヤフヤクノ カジヤフニヨツ
テ ミギノ ^ヲモムキニツキ アナタサマノ オシ
ノゾミニ オハズベキヤト ^ツンジ ^リヤウカイ
イタレ ^ガタク ^{サム}ラヘドモ ^コノ ^ホウ
ヨリ オヨソ ^ニツポシ ^{セイ}フノ ^オコノ ^ツミ
ニ ^カナワニト ^ヲモイ ^{サム}ラフ ^ギノ ^ニヤフ
コラ アラウサンガ タメ ^ワタクニニ ^シタガウ
コシシユルノ ^トウジノ ^アイタメ ^アナタサマ

ノ ^ゴシヨヤコ ^カノウヨウニ ^ステイ ^メイジ ^ユ
レ ^{サム}ラフ ^モットモ ^カクカウニ ^オイト
テ ^キヨリユウ ^カツ ^ユウホ ^スベキ ^カ
ギリワ ^ハサ ^バダ ^セマク ^ユヘ ^コイ子 ^コフス
クナラバ ^ココ ^クニ ^サマ ^タゲ ^ナキト ^キモ
レ ^ヒト ^アツテ ^リヤウ ^ワツノ ^ヒトノ ^カ
ヨウナル ^ホヨウ ^ナレバ ^コシ ^ユル ^ノハ ^ソ
ヒトワ ^マツタク ^カレ ^コキ ^モノ ^ト ^オモ
フテ ^カレウガ ^タメニ ^ゴブ ^ギョウ ^ウ号

リヨウノテカタ 子ガウトキハ
ゴグキヨウニ アナタサマヨリ カ子ヲケ
シラ アタエテ ユルスヨウニ イタヒタリ
コイ子ガイ サムラフ トコロヲサスベク
ナラバ ヨコハマニ カナガワノゴトクガイ
コクシニ オク アツマリテ オルトコロ
ニテ アリノキニペニアル ヒロキ 野ニ オ
テ ヲリストモ サマタゲ ナシト ツンシサ
ムラフ ミギノハツトヨ ナヤク マモレバ

ワガ ジンミン カクノゴトキ タノレミヲ ジョクニオ
サテ トノルヲニナレサルニハ ノチノハ フツカウニオ
ヨバシカト オソレモウシサムラフ アイダ アナタサマ
ヨリモ ワタクシノ 子ガイヲ ヨロシク オニキ
イレ ナサルベクト ソンシサムラフ カツ オヨソマ
モリ ガタキ ハツトヨリモ カハツテ ナキニヨツテ ヌト
ヲ ユルストバ カニコキト ゾンシ サムラフ ヨツテ
ワカ 子ガイヲ アナタサマワ ヨロシク オニキ
イレ ナサルベクト ゾンジ サムラフ ハイダキ

Handwritten text in the top right corner of the right page.

一千八百二十年二月十日

Handwritten text in the middle right section of the right page.

Handwritten text in the lower middle right section of the right page.

Handwritten text in the lower right section of the right page.

Handwritten text in the bottom right section of the right page.

Handwritten text in the bottom right section of the right page.

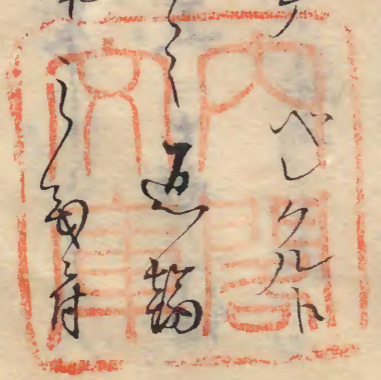
Handwritten text in the bottom right section of the right page.

申二月九日

Handwritten text in the middle left section of the left page.

トキセルレコト

トセシテ



Handwritten text in the left section of the left page, including the date '二月十日'.

づき 科学的の上中 趣き 爲
ふ 者 居る 事
我り あり 尚 又 有 縁
か の 故 我 が 小 利 禁 せ
ら 先 般 小 利 禁 せ
一 年 少 暫 年 居 一 難 有
乃 此 事 年 制 一 年 成
一 難 事 一 年 一 年 成

一 年 少 暫 年 居 一 難 有
乃 此 事 年 制 一 年 成
一 難 事 一 年 一 年 成

七

信より名を玉の形に傳はるる

安政七年申二月九日 弘報中務省

安政七年申二月九日 弘報中務省

安政七年申二月九日 弘報中務省

安政七年申二月九日 弘報中務省

安政七年申二月九日 弘報中務省

安政七年申二月九日 弘報中務省

安政七年申二月九日 弘報中務省

安政七年申二月九日 弘報中務省

郎宅宮門擅入禁止之部

未十月十三日

五里利加多心金権

エキセルレニ

トウニセントハリス

我公海岸附 其外所 如左

役所及以該家郎等 於向門所

如左 糧不出入 越改 下田

所 爲 川 條 附 録 中 之 載

昔一越も皆々魯西立和京安西の條
約も西極星一帯も与え東親邦人
之れ門あり所より東内あり之れ
法あり其國の海東の民式あり其
地あり其地あり其地あり其地あり

安政六年十月十日 留給り候旨
御返申上候

十月十日
御返申上候

未十月十三日

額利流口コンセル

五キセル

ルーセルホルタル

我國海峽外敷に敷立せる産場及所
及び諸家邸方等凡そつある所
立入る越既し魯西立和京安西の條
約あり其條の事々々々
と雖もつある所と東内あり立入る法

多れ共其國より渡来の臣民未だ少き者
其由に在り趣を以て居り始福の甚しきを
是の故に其果澄々たるに在り

安政六年未十月十三日 間於下候

松坂中務左衛門

未十月十三日

松坂中務左衛門

未十月十三日

佛の事西の事

五キセルニシ

トセシテハレクル

茶目文言

乃以名筆書稿于中子以成

此付通年古書之元書稿抄系之至

一 此後之先年之山其為楊柵門除道以之之棄
付標之上陸川後移之有之有是傷後之
亦制日地亦不立用既之有之其外之所海軍
殿古官之中是博通福系水門柵内亦亦亦
以之有之自然有標之事柄之不都者
生一可中後存原之稿一之其家柄兼之
將後之其稿之於又中之其家柄兼之

一 古書稿之在又其何之後之其上之其

其西原之其稿之其細心其在其其右其

其之其之其稿之其可其存其

一 素より和紙之其稿之其稿之其稿之其稿之
其稿之其稿之其稿之其稿之其稿之其稿之

其稿之其稿之

ワタクシモワタクシフトコロノモノモモギノオーセシムク
コト分シテイマデハコレナクトシシツローモツトモツ
ホウノオシラフミニコロツカズシテソムツナカシタメ
トカニイルバカラザルトコロノモククラウケタリタクコイ
子カイサロータトヒオラダコソトオロヤコクトノ
ヤミセザルモトラリヨリノカクコクノフウヅクモアテ
マモルベキタテホトツシサフローワタクシオウヨリモヒトハ
アラヒテタノムベキツコウノタテホウニソムクコトハマカマラ
ナルタケラバヨロシコトコレアリサロータトヘテモウシ

アゲベツナラバワタクシトモデウヤクニキヲタルトラリ
エドニラルベクシテエトニライテトリアツカウベケレドモ
タビ〜ワタクシガフカクシハイオクヨウニニホシ
ジシヨリレイセツモアウコトコレアリサローシカシタラ
コト〜クツマヒラカニモウシウツタヘサフローコトハデキ
ガタキユヘイテドノタヨリニヨツテモウシウツタヘベト
シシサフローコニタダヒトコトニモシナイハバワタクシ
シバラクノチホノセツラーライニヒトリ〜ラークアツ
マリテタカキコヘニテモノイソウウチモワラシバハ

トカクハバカリナリシテガイヨクジシタタシテマモル
ベキレイヲウニテウコトユレアリサフローニッポン
トコロノオメツケハガイヨククヤウニワタクシトモ
シクレイラエリマタニツボシセイヨリワタクシドモラ
トリシツマサベキヨロラエリテラルガコノヤカマシキ
ジヤマラマサセルコナキハフシトシツフサイツタ
ガヒナクワタクシシツジサムローニハヒトタセセイヨリ
オ、セツケチバワタクシドモハホカニアラワル、トキノ
フウダクフイツクニイマニズジヤマニナリシコトハヤメ

サスベシトシツジサフローワタクシドモイナニシテ
カナガワニマイルトキニモマタラーゼイアツマリテ
コハシワラウテレイセツラウシラウヨリコノ名アラ
タニラーセツケアリテテウマクノトラリニアトニ
ベキトリアウコウベキコシユルセンケンノモノカニナ
コヨウナルフツゴウニアウコトナカルベキヨウニイタシ
タク子ガイサムローハイグキニシ

一千八百廿九年十月廿日 フランスホニヨニアル

ドセーニグベレクル



Handwritten text in a cursive script, likely a letter or document, written on aged paper. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.

十二月九日

佛事西コニシルセ子ニール

コキセルレシ

トセーニラベレワル

貴國十一月廿七日
推見より云々十月十日
門あり所を櫻々
中を... 推見承ありて
去に所の事...

金を下しこれより高地より是は是を至人
古等の通置るべしと雖も以上より附者
其指所よりと承知致す心慮のあむき
其件の色部事なる予に於ても安ん
るべし古を是は是を至人古等の所置
ありと雖も是より致居のりをも生をんと
思ふありしや一へ出るとは指所より
外西等約子と此の事約より告知を
違中よりなる事賊氏童子此の鬼角不

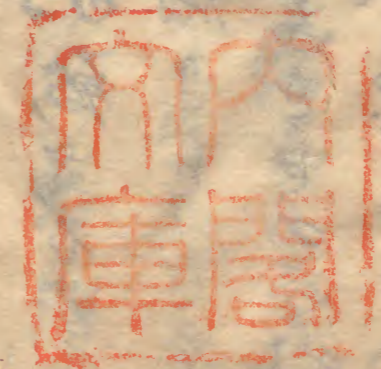
不敵のりあるにすし海に配致る由を
毒の毒のありし鬼角賊をとりて毒
怨より因より此等の事ありしものあり
家ありてを是と~~有~~意致為ざりしが
開港の上を他邦の人より接するに意致
をも加へ形れども意致するありし
面んより易かりざれと一旦は
ぬれを遠かりしは等れ混雜を免平
とある者此く知る事今指所存程あり

之趣也... 命之... 謹之

長政六年未十月九日

同部下孫馬

服部中務右輔



Faint blue ink bleed-through text from the reverse side of the page.

